

発電用施設周辺地域ものづくり企業人材育成支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、発電用施設周辺地域ものづくり企業人材育成支援事業（以下「本事業」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、製造事業者が行う人材活用による労働生産性の向上に向けた取組を支援することにより、人手不足の解消を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 本事業は、発電用施設周辺地域ものづくり企業人材育成支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条に定める補助事業に取り組む製造事業者を公募し、選定された者に対して助成を行う。

(補助事業者の募集等)

第4条 知事は、本事業の募集にあたっては、「発電用施設周辺地域ものづくり企業人材育成支援事業募集要項（以下「要項」という。）を別に定めることとする。

2 本事業に応募しようとする者は、要項に定める応募申請書を県に提出するものとする。

(審査等)

第5条 知事は、補助事業を選定するため、産業立地課内に審査会を設置するものとする。ただし、必要に応じて庁内関係課等及び外部の有識者等を審査に加えることを妨げない。

2 知事は、選定の結果について、応募のあった全ての申請者に通知するものとする。

なお、事業の効果を発揮させるため、選定した補助事業に修正、又は条件を付すことができるものとする。

(補助金交付申請)

第6条 前条第2項において選定の通知を受けた者は、遅滞なく要綱第6条に定める補助金交付申請を行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。